

福祉サービスの紹介 その1 ~介護保険のサービスを利用するには...~

炊事や身の回りの事が出来なくなってきた、物忘れがひどくなってきた、入浴や食事に介助が必要など、介護や支援が必要になったときに介護保険のサービスが利用できます。

介護保険のサービスを利用するには(申請から認定まで)

サービスを利用するには、市役所に申請し、「介護や支援が必要」と認定されることが必要です。申請すると調査が行われ、審査、判定されます。

① 要介護・要支援認定の申請	市役所の介護保険担当窓口（高齢福祉課）に認定の申請をします。 申請に必要なもの ○要介護・要支援認定申請書 ○介護被保険者証 ○健康保険被保険者証（40歳から65歳未満の方）
② 認定調査の実施	訪問調査＝市役所の職員などが自宅を訪問し、本人と家族などから、心身の状況について聞き取り調査などをします。 主治医の意見書＝本人の主治医、または市役所が指定した医師から、介護を必要とする原因疾患などについて記載を受けます。
③ 審査・判定	一次判定＝訪問調査の結果をコンピューターで判定します。 二次判定＝一次判定の結果と調査時の特記事項、主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉分野の知識経験者で構成される介護認定審査会で要介護状態区分が決められます。
④ 認定結果の通知	結果が記載された「認定結果通知書」と「保険証」が自宅に届きます。 ・要支援1～2＝介護保険の介護予防サービスが利用できます。 ・要介護1～5＝介護保険の介護サービスが利用できます。 ・非該当＝地域支援事業の介護予防事業のサービスが利用できます。

介護保険のサービスを利用するためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）に居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。

問い合わせ

太平地域包括支援センター 電話(25)1135 滝呂地域包括支援センター 電話(24)5562
南姫地域包括支援センター 電話(20)2021 多治見市役所 高齢福祉課 電話(22)1111

5月の相談日

※ ひとりで悩まないで ※ 相談日一覧

皆さんの悩みごとに、
専門の相談員がお話を伺います

気軽に相談センター	相談の種類	日にち	時間	場所 多治見市総合福祉センター	問い合わせ
気軽に相談センター	民生委員の気軽に相談 ☎	2日・16日(月)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(23)5115
	税務相談	11日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131
	法律相談 (予約制)	18日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131
		【予約受付日】11日(水) 午前8時30分～			
その他の相談日	障がい者相談	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後3時30分	2階 障害者福祉センター	(25)1131 障害者福祉センター(内210)
	ひとり親家庭相談	18日(水)	午後1時～午後4時	4階 相談室	(25)1133 母子福祉センター
	高齢者就業相談	13日(金)	午後1時30分～午後3時	3階 作業室	(25)1131 老人福祉センター(内301)
	結婚相談	8・22日(日)	午前10時～正午 午後1時～午後3時	4階 技能習得室	(22)1111 市役所市民文化課

※ 相談は無料です。☎マークの相談は、上記の日時で電話相談ができます。 ※ 祝祭日の相談は休みです。

東濃地区福祉サービス利用支援センター

判断能力に不安があり、日常生活に支障を来すおそれがある方(認知症状や知的・精神的な障がいのある方)の相談に応じ、支援します。

相談日	月～金曜日(祝祭日を除く)	内容	福祉サービスの利用の助言や手続き代行 印鑑や通帳、証書などの預かりサービス 日常的な金銭管理など
時間	午前8時30分～午後5時		
費用	相談は無料(実際に支援した場合は利用料金が必要)		

問い合わせ 東濃地区福祉サービス利用支援センター

場所 多治見市総合福祉センター1階 電話(23)6332 <担当>松井

出張相談日 [日時] 5月12日(木) 午後1時30分～午後4時 [場所] かさはら福祉センター 笠原町2900-6